

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第三条の日本国内において生産される同種の製品により代替することが困難であり、かつ、その用途からみて輸入することが特に必要な製品

平成十六年五月六日

(経済産業省告示第百六十四号)

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令(昭和四十九年政令第百二十二号)第三条の規定に基づき、同条の日本国内において生産される同種の製品により代替することが困難であり、かつ、その用途からみて輸入することが特に必要な製品として第一種特定化学物質のうちポリ塩化ビフェニルが使用されている製品を次のように指定し、平成十六年五月十七日から施行する。

なお、昭和五十四年十月十三日通商産業省告示第四百四十六号(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第三条の日本国内において生産される同種の製品により代替することが困難であり、かつ、その用途からみて輸入することが特に必要な製品を指定した等の件)は、平成十六年五月十六日限り廃止する。

一 航空機用機器に使用されている潤滑油、作動油、接着剤(動植物系のものを除く。以下同じ。)、パテ、閉そく用若しくはシーリング用の充てん料、塗料(水系塗料を除く。以下同じ。)、液体を熱媒体とする加熱用若しくは冷却用の機器、油入変圧器、紙コンデンサー、油入コンデンサー、有機被膜コンデンサー又はエアコンディショナーであつて外国で生産されたものの交換又は補充に使用されるもの(交換又は補充前の製品と同一の仕様又は型式のもの(〇・〇〇五パーセントを超えるポリ塩化ビフェニルを含有し、かつ、容量が〇・〇五リットルを超えるものを除く。))に限る。

二 航空機の胴体又は翼の構造部に使用されている潤滑油、作動油、接着

剤、パテ又は閉そく用若しくはシーリング用の充てん料であつて外国で生産されたものの交換又は補充に使用されるもの(交換又は補充前の製品と同一の仕様のもの(〇・〇〇五パーセントを超えるポリ塩化ビフェニルを含有し、かつ、容量が〇・〇五リットルを超えるものを除く。))に限る。)

三 前二号に掲げるもののほか、航空機又はその関連装置に使用される潤滑油、作動油、接着剤、パテ、閉そく用若しくはシーリング用の充てん料、塗料、液体を熱媒体とする加熱用若しくは冷却用の機器、油入変圧器、紙コンデンサー、油入コンデンサー、有機被膜コンデンサー、エアコンディショナー又はテレビジョン受信機であつて条約その他の国際約束によりその型式又は品質の標準化のための基準が定められているもの(〇・〇〇五パーセントを超えるポリ塩化ビフェニルを含有し、かつ、容量が〇・〇五リットルを超えるものを除く。)